



住居表示 7月1日から北部地域に実施

いりくんでわかりにくい町の境い、道路や川、鉄道などで区切り、建物には住居番号をつけて、誰にでも住所がすぐわかるしくみの「住居表示」を、市街地について五カ年計画で行うことになり、まず、七月一日から北部工場地帯を中心とした次の区域について実施することになりました。

- ▽新町名(カッコ内は旧町名)
 - 新町三丁目(新町三・五丁目)
 - 西新町、新保町の各一部
 - 城岡一丁目(城岡町、西新町)
 - 城岡二丁目(城岡町、西新町)
 - 城岡三丁目(新保町、稲葉町、城岡町、下条町の各一部)
 - 西新町(西新町の各一部)
 - 東蔵王一丁目(蔵王町、西新町の各一部)
 - 東蔵王二丁目(蔵王町の各一部)
 - 東蔵王三丁目(蔵王町、横下町の各一部)
 - 北園町(蔵王町、下条町の各一部)
 - 蔵王一丁目、蔵王二丁目、蔵王三丁目(ともに蔵王町の各一部)

みなさんのご協力を

この住居表示が円滑に行われるように、みなさんのご協力をお願いいたします。その内容、方法などについて説明いたします。

住居表示の表示板

ひとつの町の中をさらに道路や川などにかこまれた一区画ごとに「街区」をつくり、それぞれの街区がわかりやすいように、色別の表示板(写真)を、街区の角などに取りつけます。



公簿の書きかえ

市役所にそなえてある戸籍簿、印鑑登録簿、選挙人名簿などの公簿には、実施される区域のみさんの住所が、すべて新しく書きかえられます。



住居表示の表示板

それぞれの街区ごとに、まわりの道路を南または東の角から右廻りに十メートル間隔で区切り、番号をつけます。そして、各家の入口が面する区切りについている番号が、その家の住居番号となります。(略図参照)

このたび、地方税法の一部改正にともない、市議会の五月臨時会にはかり、長岡市市税条例の一部を改正し、市民税および固定資産税の軽減をはかりました。この改正は、本年度分から適用します。皆さんのご協力をお願いします。

市民税、固定資産税を軽減 配偶者控除の新設等で

- 所得控除額の引き上げ: ①基礎控除額十万円(九万円) ②納税義務者の配偶者で前年の総所得金額が、五万円以下の場合、その配偶者について八万円の控除。③納税義務者の配偶者が五
- 一人の市民税関係(カッコ内は改正前)
 - 所得控除額の引き上げ: ①基礎控除額十万円(九万円) ②納税義務者の配偶者で前年の総所得金額が、五万円以下の場合、その配偶者について八万円の控除。③納税義務者の配偶者が五
- 法人税割市民税の税率が法人税額に対し百分の十・七(百分の十・一)に改正。
- 固定資産税関係(カッコ内は改正前)
 - 固定資産税の免税点が引き上げられ、課税標準額が①土地:八万円(三万円) ②家屋:五万円(三万円) ③償却資産:三十万円(十五万円) 未済の場合は非課税。
 - 昭和四十一年度以降の固定資産税の特例措置:新評価額の採用の場合に、特例として①農地は従来の価格のすえおき、②宅地

は前年度分の課税標準額に次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ下欄の負担調整率を乗じて得た額を課税標準額として算定する。という、調整措置がとられます。

上昇率	負担調整率
三倍未満	一・一
三倍以上、八倍未満	一・二
八倍以上	一・三



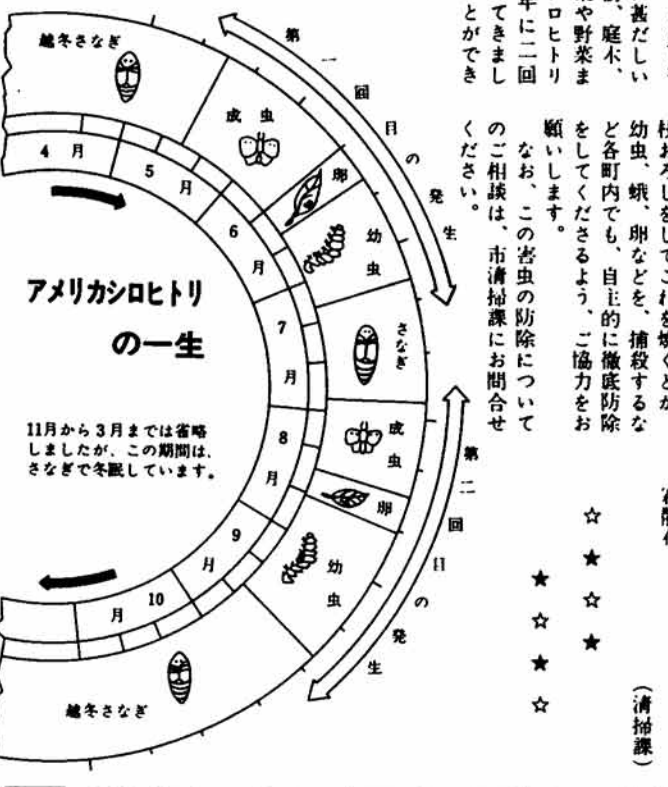
わたくしたちの生活に甚だしい不快感を与えたり街路樹、庭木、また、農産物はさ木の葉や野菜まで食い荒したアメリカシロヒトリ(雑喰性害虫)は、一年に二回ずつ市で一斉防除を続けてきました。が、本年は、むしろ旧市域のみか、新市域農村部も多発することが予想されます。



緑の大敵「アメリカシロヒトリ」

早期に発見して駆除を

- 市で実施すること
 - 六月十五日(予定)から二十三日までの間、旧市域と宮内地区の一部を五十六台の機械で早朝四時から発生している街路樹や二家庭の庭木全部について消毒します。
 - 二町内からは町内全区域の樹木をよく二回のうえ、防除当日は案内役と薬剤の補給、また連絡など、防除機器・台につき二人程度の協力員を出してください。
 - なお、この害虫を完全に退治するには、五、七年間を要するといわれていますので、市の一斉防除だけにたよらず害虫の発生次第、枝おろしをしてこれを撲滅するなど、幼虫、蛾、卵などを捕殺するなど各町内でも、自主的に徹底防除をしてください。ご協力をお願いします。
- 脱臭剤(エア・ニップ)を無料配布
 - 近く、市環境衛生協会(清掃業者)の協力を得て、汲み取りをされている各家庭へ脱臭剤(エア・ニップ:百CC)を無料でお届けします。次の方法によりお使いください。
 - 便所のおいを消すため...一回につき二十CC程度を噴霧散布。
 - ごみ箱など...液そのままを噴霧散布。

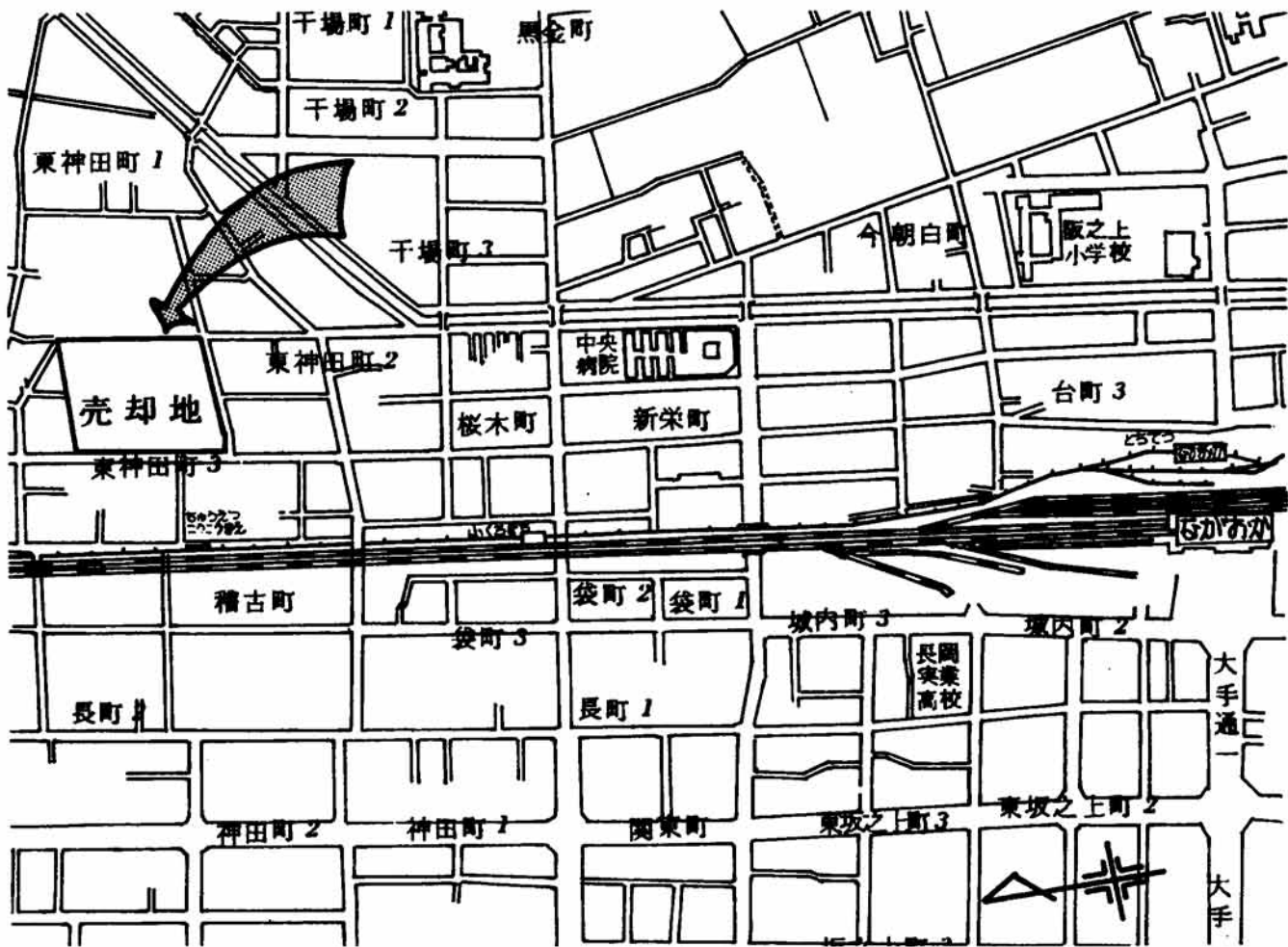


旧東北中跡地を分譲 市開発公社の手で

市の土地利用を効果的に進めるために、市開発公社では、市内東神田町にある旧東北中学校跡地(一万九千八百平方メートル(約六千坪))を区画整理して、近く、市民の皆さんに分譲する予定です。分譲予定用地は、一区画平均百七十八平方メートル(五十四坪)で、間口十メートル、奥行十六メートルの区画を五十五に整地し



昭和41年6月21日発行



新鋭二み焼却機械炉を増設

林道真木線を開発

六月定例市議会は、六月七日から十七日まで開かれましたが、審議決定された議案は、昭和四十一年度一般会計補正予算、それに条例関係では、即売市場事業特別会計の設置、長岡市記号式投票に関する条例の制定などです。

補正予算は 二億四、三〇〇万円
一般会計の補正予算額は二億四、三〇〇万円、そのうち追加で、本年度合計額は二億九、三〇〇万円、八十九万七、〇〇〇円となります。

この補正予算は、ことしの重点施策である産業基盤の整備と教育の振興、ならびに社会福祉事業をさらに進めるための追加予算であるわけだ。

主な事業は次のとおりです。
衛生関係……二み焼却炉建設追加費二、一三九万円。二み収集車購入費(ロードパッカー)三トントラック六七万円。火葬場建設追加費としての道路工事費など四七五万円。
民生関係……建設中の老人福祉センター道路工事費および柳が丘学園給水工事などに一〇七万円。

農林水産関係……林道真木線開設事業費三、一七七万円。
第一年度は三、二九〇万円
公営青果物卸売市場を建設

消費者に定めた価格で、生産者に計画的な作付や出荷ができるよう、青果物の公営卸売市場を建設することになりました。
第一年度は特別会計として三、二九七万円の予算で、蔵王町の呉羽工場跡地に建設いたします。

市制施行六十周年を記念して、わが長岡市今後の未来像についての論文を、広く一般から、次のように募集します。
▽応募方法：(1)四百字詰原稿用紙二十枚以内。(2)応募は八月三十日まで、市役所内市制施行六十周年記念行事事務局へ。(3)住所、氏名・年齢・職業または学校名を明記する。
▽入選発表……主催者側で選定し、十月上旬に発表予定。
▽一般の部……金賞一席二万円。銀賞一席一万円。銅賞一席五千円。
▽小・中・高校の部……記念品を贈呈。

議会役員の変更



議長 酒井松一
副議長 林 重信

監査委員：荒木仁平次
▽常任委員会委員(○委員長、○副委員長)
総務委員会：○石坂順藏、○小島勝太郎、中川良一、武庄衛、林
産業経済委員会：○清水治三郎、○鈴木国吉、安東義雄、上村太郎、十見正男、木村忠悟、渡辺実
建設委員会：○渡辺弥忠治、○荒

重信、長部新一郎。
文教社会委員会：○小池澄雄、○大森茂樹、高橋浅市、池田与市郎、近藤保雄、藤井徳二朗、矢尾板一男、今井与三郎。
木仁平次、高田俊夫、阿部忠司、清水松一、柳沢石蔵、中村正康、滝沢義一。

市営住宅入居希望者は 再申し込みを
市営住宅の入居申し込みは、次のとおり二回に区切って、受け付けをしています。
①上期 一月四日～六月末日
②下期 七月一日～十二月末日
皆さんのなかで、一月から六月までに入居申し込みをされたかたで、まだ入居できないかたは、有効期限が六月三十日です。有効期限が満了を希望される場合は、あらかじめ、市役所住宅課(申込用紙備え付け)へ申し込みください。

▽長岡市を象徴する市章
また、いままでの市章とは別に今後の長岡市を象徴するにふさわしい市章を広く一般から、次の要領で募集します。
▽応募方法……(1)用紙はラシヤ紙かケント紙、またはA4用紙のB5判を使用。また、原図は縦、横とも十センチの範囲とし、作品の裏に住所、氏名、年齢、職業、または学校名を明記のこと。
▽入選発表……九月中旬に本人あて通知。特選一点一万円。入選九点(一～四席は五千円、五～九席は二千円)。佳作五席(賞状のみ)。
▽統計図表
全国統計協会では、正確に数字を表現する図表を、一般の皆さんから、次のように募集しています。
▽応募方法……(1)図表の原稿や紙質や色彩は自由。ただし、用紙の規格は10・3×72・8cm(B列一判仕上寸法)。(2)応募は八月十五日まで、県統計課内、新潟県統計協会へ。(3)応募作品の裏に住所・氏名・性別・職業・年齢を明記(住所・氏名にはふりがなをつける)。なお、資料の出どころを明記すること。
▽統計図表
全国コンクール

環境のよい

住宅用地を分譲

市開発公社の手で売却します

このたび長岡市開発公社では、市内東神田町二丁目にあります、旧東北中学校跡地を五十四の区画に整理して、一般住宅用地として、ご希望のかたに売却することにいたしました。

ガスや下水道を完備

売りだす土地は、交通に便利な場所です、すぐれた住宅環境にあるだけでなく、市の中心部に近い点が魅力になっています。
整地は、八月末をめどに、新しく八メートルと六メートルの道路をつけますが、これと併行してガス、水道、下水道などの施設も完備して理想的な住宅用地とします。

ご希望のかたは、土地売却公告や入札要綱(次頁掲載)をご覧ください。六月三十日まで、市開発公社(電話代表③1122)へお申し込みください。

【説明】 売りだす住宅用地は、長岡駅から約一、二キロ、徒歩で約十二分程度、越後交通尾線の中越高校前駅から約二分、近くにバス停留所もあります。



測量中の分譲予定地

土地売却公告

一、売却場所
長岡市東神田町二丁目(旧東北中学校跡地)
※現地見取図は、厚生会館前、現場、市役所前に掲示。
二、売却予定面積
五十四区画 九、五〇七平方メートル
一、区画一七八・五九平方メートル(約五四坪)
間口六間、奥行九間前後。
道路、排水、ガスおよび水道を整備。
三、三・三平方メートル(坪)当り売却最低価格
A地区: 参万円から参万七千五百円まで
B地区: 参万円から参万七千五百円まで
C地区: 参万円から参万七千五百円まで

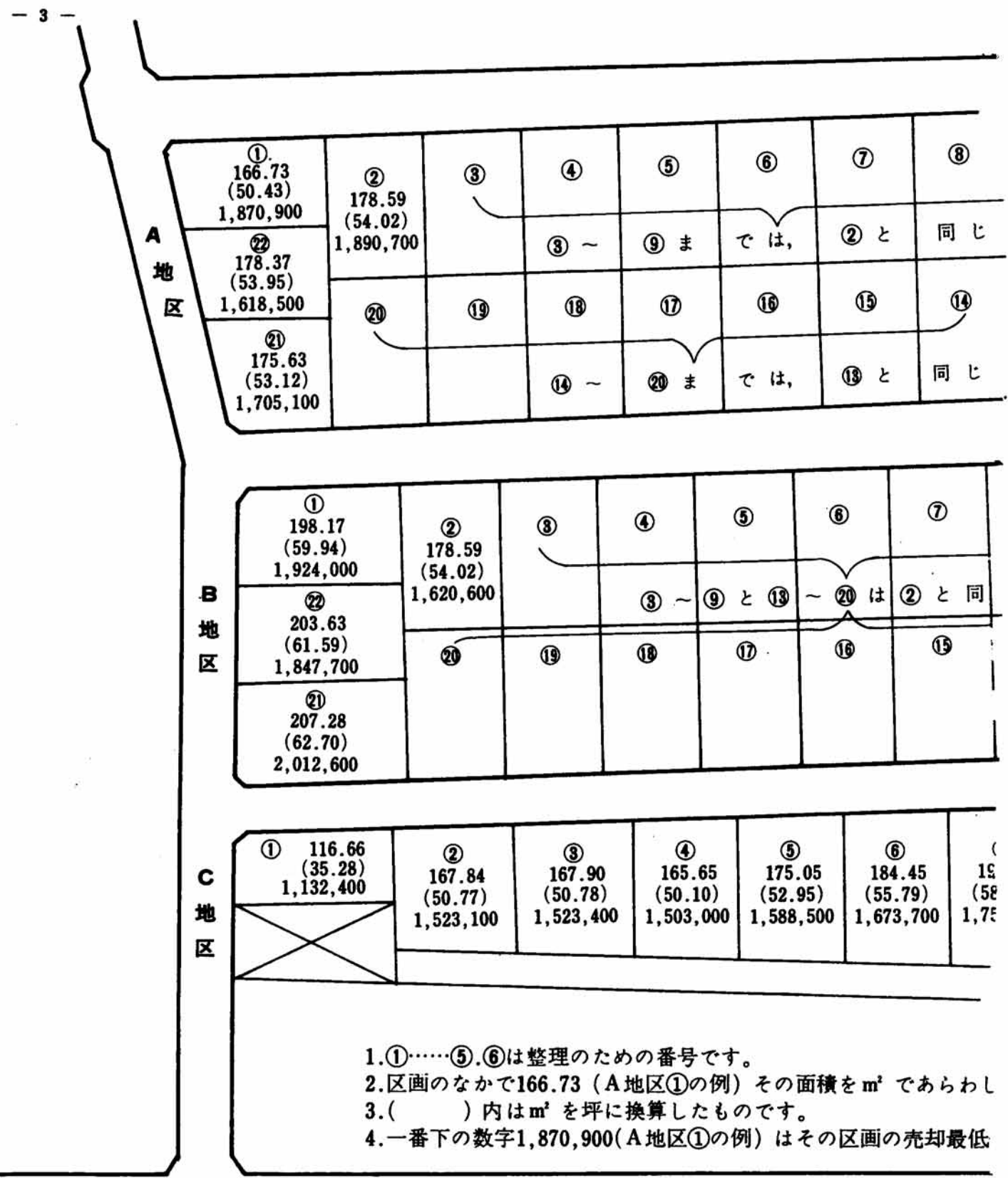
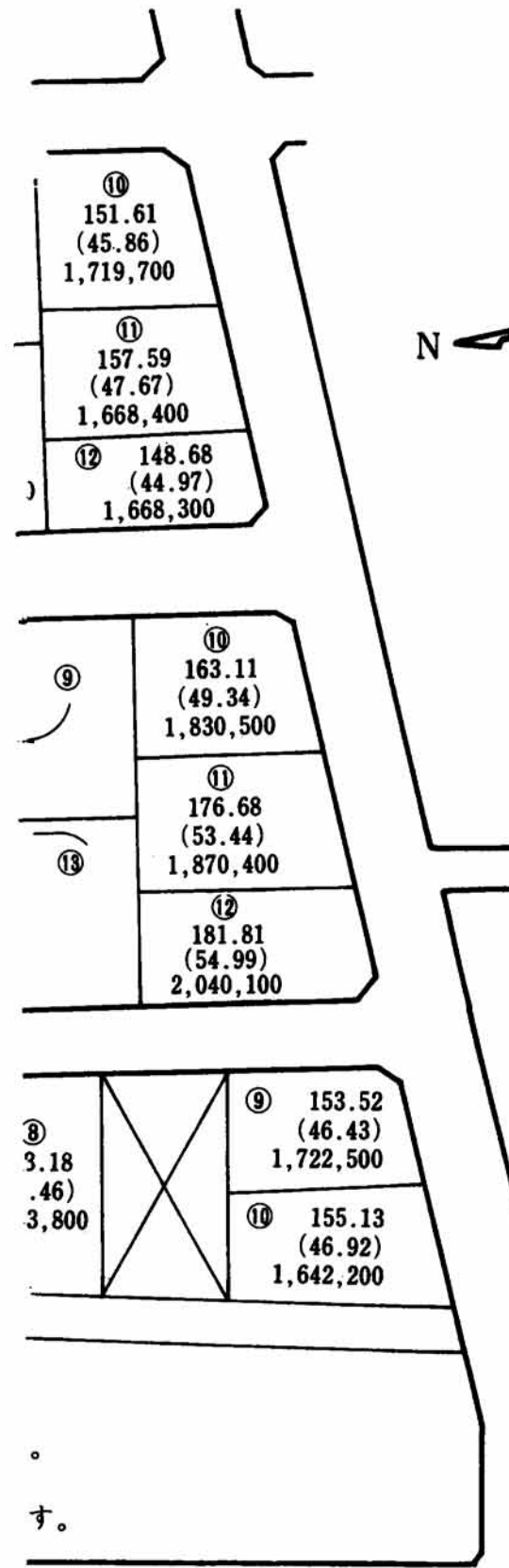
四、売却方法: 一般競争入札
五、入札保証金: 区画ごとに十五万円(現金もしくは小切手(金融機関の振り出したもの))
六、申込期日
整理の都合上、昭和四十一年六月三十日までに市開発公社へ申し込んでください。
七、入札日時
A地区: 昭和四十一年七月四日
B地区: 昭和四十一年七月五日
C地区: 昭和四十一年七月六日
時間はいずれも次のとおり。
●受付: 午前九時十分~三十分

●入札についての説明: 午前九時三十分~五十分
●入札保証金納付受付: 午前九時五十分~十時四十分
●入札時間
午前十時三十分~午前十一時
入札終了後たちにおこないませぬ。

八、入札場所
(註)入札開始時刻まで会場に参集されないとはいけません。
長岡市大手通り二丁目
長岡市厚生会館
九、問い合わせ先
長岡市開発公社 (長岡市役所総務部財政課 市長公室調査課)
電話代表(3)一三二二
昭和四十一年六月十八日
財団法人 長岡市開発公社

東神田町住宅分譲地図面

(旧東北中学校跡地)



入札要綱

- 入札は、あらかじめ公告した日時および場所において行ないます。時間厳守のうえ、お出ください。
- 入札に本人が出席できないときは、委任状により代理人を選んで、出席させてください。
- 同一人は、一地区内で三区画以上を入札することはできません。
- 入札をするときは、別にお渡しする入札書に必要事項を記入して入札箱に入れてください。なお、入札書は区画ごとに一枚ずつとします。
- 一度入れた入札書は、引き替えや変更、または取り消しをすることはできません。
- 次の各号に該当する入札は無効になります。
 - 入札書の記入事項中、入札金額または入札者氏名、その他主要事項の判別ができないもの。
 - 同一人が同一の区画について二つ以上の入札をしたときはその入札全部。
 - 所定の用紙をもちいないで入札したもの。
 - 前各号に掲げるもののほか、この入札の取り決めと違つた入札をおこなつたもの。
- 入札者は、区画ごとに入札保証金を十五万円納付しなければなりません。
- 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当するものとし、契約締結の際、土地売買代金の内金とみなし、利息はつけません。
- 入札保証金は、保証金を納付

- 札額額がなと同じであるときは、抽せんで落札者を定めます。
 - 開札は入札の場所で行なわれ、後たちに入札者の面前でおこないます。
 - 落札は区画ごとに、それぞれ決めた価格以上の最高価格者をもって落札とします。
 - 落札者は、入札の日から七日以内に、契約の締結をしなければなりません。
 - 落札者は、前条の期間内に契約の締結をしなかったときは無効とし、契約保証金は長岡市開発公社のものとなります。
 - 売買代金の納入は契約と同時に昭和四十一年八月末日までに現金のす。
 - 昭和四十一年十月末日までに現金の全部を納入しなければなりません。
 - 契約された土地の引渡しは、代金完納後たち引渡します。
 - 売買土地の所有権移転登記は、代金完納後、長岡市開発公社においておこない、これに要する費用は買受人の負担とします。
 - 売買土地の面積について違いがあったときは、最終代金納付の際に次の算式で精算します。
- ※ 売面積 × 実面積 = 売買面積
公告面積

